

昭和村高齢者インフルエンザ予防接種実施要領

1. 目的

予防接種法第3条に定められたインフルエンザ予防接種を実施するために必要な事項を定める。

2. 接種対象者、実施期間及び接種方法

接種対象者：満65歳以上（接種日に満65歳に達している者）及び満60歳以上から満65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器に機能障害がある者とヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある者とする。

実施期間：毎年11月1日から1月31日

接種方法：インフルエンザHAワクチン0.5mlを1回皮下に接種する。

3. 被接種者の自己負担額

被接種者の自己負担額は、昭和村国保診療所で集団接種を受ける者は1,000円、福島県医師会及び会津若松医師会並びに両沼郡医師会所属の協力する旨を承諾した医療機関で個別接種を受ける者は別途契約書に定める接種料金の半額とする。ただし、生活保護世帯の自己負担額は無料とする。

4. 実施方法

- (1) 予防接種の業務は昭和村国保診療所所属の医師により集団接種、福島県医師会及び会津若松医師会並びに両沼郡医師会所属の協力する旨を承諾した医師により個別接種を行うこととする。なお、集団接種において、接種当日に体調不良等により接種が不可能な場合は、実施期間内に昭和村国保診療所において接種を受けることが出来るものとする。
- (2) 村は接種対象者に対して、チラシを全戸配布して周知する。
- (3) 予診票は、集団接種については希望者に郵送で一括配布する。個別接種については予防接種予診票を昭和村保健福祉課から交付を受けて予防接種を受けるものとする。
- (4) 接種にあたっては、次の事項について確認したうえで行うものとする。
 - ア 被接種者が昭和村民であり、なおかつ対象年齢であることを確認する。
 - イ 予診票を確認のうえ、問診、視診及び聴診を行い健康状態を確認する。
 - ウ 接種後起こりうる症状、副反応等について指導する。
 - エ 被接種者の意思を確認のうえ接種を行う。なお、接種にあたってはワクチン使用説明書を参照のこととする。
 - オ 接種した場合には、集団接種については健康手帳に予防接種済証（様式1）を貼付する。個別接種については健康手帳に必要事項を記載する。健康手帳を持っていないに対しては、予防接種済証（様式1）を発行する。

5. 次に該当する者には接種してはならない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者（通常37.5℃を超える場合を指す）。
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者。
- (3) 接種しようとする接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者。
- (4) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者。

6. 予防接種を見合わせた場合の取り扱いについて

個別接種において予診を実施した結果、保険診療扱いにならなかった者については、予診料を請求できるものとする。

ただし、5項(1)～(3)に該当する理由で接種を見合わせた場合は、予診料の請求は認めない。請求にあたっては、予診票を添付する

7. 健康被害発生時の対応

医師は、予防接種後の健康被害又はその疑いのある患者を診察した場合は次の事項に注意する。

- (1) 患者又は家族から詳しく問診し、病歴に確実に記載しておく。
- (2) 主要症状について確実に把握し、詳細に記載しておく。
- (3) 接種部位の変化（発赤、腫脹及び化膿等）の有無及び程度について必ず観察し記載する。
- (4) 事故発生時は、直ちに予防接種後副反応報告書（様式3）を用い、昭和村長へ報告する。なお、予防接種後副反応報告書報告基準（様式3-1）に該当する者を診断した場合も、予防接種後副反応報告書（様式3）を昭和村長へ提出する。

8. 予防接種請求明細書の提出

予防接種を実施した医療機関は、予防接種請求明細書(様式4)を記入して翌月の10日までに提出する。昭和村は、内容を審査の上委託料を支払う。

昭和村保健福祉課(大沼郡昭和村大字小中津川字石仏1836)

電話 0241(57)2645

9. その他

この要領に定めるほかに必要な事項が生じた場合には、その都度定める。

附則この要領は平成19年10月1日から施行する。

附則この要領は平成21年10月1日から施行する。

附則この要領は平成22年10月1日から施行する。

附則この要領は平成23年10月1日から施行する。